

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族</u>（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして市規則で定める<u>職員</u>に対しては、支給しない。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入により生計を維持するものをいう。</p> <p>[削る]</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族</u>（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして市規則で定める<u>職員</u>（以下「<u>7級以上職員等</u>」という。）に対しては、支給しない。</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) <u>配偶者</u>（届出をしないが、事実上婚姻</p>

(1)~(5) [略]

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして市規則で定める職員にあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子で15歳に達する日後の最初の4月1日以降にあるものがいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第11条 削除

関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2)~(6) [同左]

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして市規則で定める職員（以下「6級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子で15歳に達する日後の最初の4月1日以降にあるもの（以下「特定扶養親族たる子」という。）がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、6,000円に当該特定扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

[新設]

第11条 新たに職員となつた者に扶養親族（7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7級以上職員等から7級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当す

る事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び7級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当は、新たに職員となつた者に扶養親族（7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その職員となつた日から、扶養親族たる配偶者、父母等がある7級以上職員等が7級以上職員等以外の職員となつた場合、扶養親族たる配偶者、父母等で前項の規定による届出に係るものがある6級職員等が6級職員等及び7級以上職員等以外の職員となつた場合又は職員に同項第1号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月から、特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となつた場合においては、その事実が生じた日の属する月（その者の誕生日が4月1日であるとき又は扶養親族たる子でな

い者が特定扶養親族たる子となつたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月)からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、新たに職員となつた者に扶養親族(7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、7級以上職員等から7級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に同項第1号に該当する事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

3 扶養手当は、扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で7級以上職員等以外のものが7級以上職員等となつた場合、扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で6級職員等及び7級以上職員等以外のものが6級職員等となつた場合又は職員に扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合においては、その事実が生じた日(前条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族(その誕生日が4月1日である者を除く。)が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の前日)の属する月をもつて支給を終わり、又は当該月の翌月から支給額を改定する。

(住居手当)

(住居手当)

第11条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。ただし、市規則で定める職員については、この限りでない。

〔(1) 略〕

(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの

〔2・3 略〕

（管理職員特別勤務手当）

第20条の2 管理監督職員又は指定職給料表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により所定の勤務時間が割り振られた日以外の日に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員又は指定職給料表の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（所定の勤務時間が割り振られた日以外の日に含まれる時間を除く。）であつて所定の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第11条の3 〔同左〕

〔(1) 同左〕

(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの

〔2・3 同左〕

（管理職員特別勤務手当）

第20条の2 管理監督職員又は指定職給料表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により所定の勤務時間が割り振られた日以外の日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により所定の勤務時間が割り振られた日の午前0時から午前5時までの間であつて所定の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市規則で定める額

〔2〕 略〕

（地域手当等の支給方法）

第21条 地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、産業教育手当、定時制教育手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び災害派遣手当等の支給方法に関し必要な事項は、市規則で定める。

（指定職給料表の適用を受ける職員の給与等）

第22条の3 〔略〕

2 第5条から第5条の3まで、第9条の2、第10条、第11条の3、第13条から第20条まで及び第20条の3の規定は、指定職給料表の適用を受ける職員には適用しない。

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

〔2〕 同左〕

（扶養手当等の支給方法）

第21条 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、産業教育手当、定時制教育手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び災害派遣手当等の支給方法に関し必要な事項は、市規則で定める。

（指定職給料表の適用を受ける職員の給与等）

第22条の3 〔同左〕

2 第5条から第5条の3まで、第9条の2から第11条まで、第11条の3、第13条から第20条まで及び第20条の3の規定は、指定職給料表の適用を受ける職員には適用しない。

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

<p>第22条の4 第5条第2項から第16項まで、 第9条の2、<u>第10条</u>及び第11条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第22条の5 第9条の2、<u>第10条</u>、第11条の3及び第12条の2の規定は、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>第22条の4 第5条第2項から第16項まで、 第9条の2 <u>から第11条まで</u>及び第11条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第22条の5 第9条の2 <u>から第11条まで</u>、第11条の3及び第12条の2の規定は、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員には適用しない。</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の職員の給与に関する条例第10条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして市規則で定める職員に対して

「(5) 心身に著しい障害
(6) 配偶者(届出をし

がある親族

と、同条第3項中「13,000円」とある
ないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

のは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年大阪市条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる

規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 [1～5 略] 6 令和5年新条例第5条第2項から第16項まで、第9条の2、 <u>第10条及び第11条の3</u> の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 [7 略]	附 則 [1～5 同左] 6 令和5年新条例第5条第2項から第16項まで、第9条の2 <u>から第11条まで</u> 及び第11条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 [7 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

令和7年2月21日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

扶養手当の額を改定するとともに、扶養手当及び管理職員特別勤務手当の支給範囲等を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。